

平成19年(ワ)第22064号 戯曲上演権確認請求事件

原告 新宿梁山泊

被告 鄭 義信

証拠説明書(1)

2007年12月5日

東京地方裁判所民事第40部1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 柳 原 敏 夫

(乙1～6)

乙号 証	標 目 (原本・写の別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
1	陳述書	原	2007年12月4日	村松恭子こと勝田恭子	・「人魚伝説」「それからの夏」執筆のプロセス ・被告退団時のやり取り ・被告退団後の被告作品の上演と改変について (1)、1995年「人魚伝説」 (2)、1996年「愛しのメディア」韓国公演 (3)、1999年「千年の孤独」新宿紀伊国屋ホール公演
2	1996年「愛しのメディア」韓国公演の上演台本	原	1996年8月	各戯曲の作成者は被告(但し「向日葵の柩」のみ柳美里) 各戯曲の改変者は原告。 手書き部分は村松恭子その他。	1996年「愛しのメディア」韓国公演で原告が行なった改変の内容。 なお、乙2の構成は次の通り。 1、表紙と1～55頁まで「愛しのメディア」全編 2、43～45頁まで「千年の孤独」の『アゲハ達の台詞』『ヒカルの台詞』 3、74～76頁まで「向日葵の柩」(柳美里作)の『女達の台詞』 4、2頁は「千年の孤独」の『火ねずみの台詞』 5、21～22頁まで「それからの夏」の『傷痍軍人達の台詞』
3の	①. FAX送信案内	写	①は2007年	①②は文学座	被告が作成する上演許可書の実例

1 ～ 3	②. 上演許可願 ③. 上演許可書		12月4日 ②は2006年 11月25日 ③は2006年 12月	③は被告		
4	原告ホームページ 「新宿梁山泊の軌 跡」(抜粋)	写	2007年12月 2日ダウン ロード	原告	1996年「愛しのメディア」韓国公 演で使った主要作品が「愛しの メディア」であって、「それから の愛しのメディア」でないこと。	
5	意見書(2)	原	2007年12月 5日	平田オリザ	・無断改の具体的検討について ・戯曲の上演権の譲渡について ・戯曲の上演に関する包括的許 諾の合意について ・戯曲の再演の支払について	
6	陳述書(3)	原	2007年12月 4日	被告	・原告提出の組織規約(甲9)につ いて ・「本件作品は原告の役者たち の共同作品だ」という原告主 張について ・退団時のやり取り ・原告の無断上演 ・原告の無断改変 ・被告の退団時の声明の撤回と 今後の上演拒否 ・原告準備書面(2)の新しい主張に ついて	

以 上